

平成27年度第3回尾鷲市特別職報酬等審議会議事録

●日時 :平成27年11月26日(木)

午後7時00分～

●場所 : 尾鷲市役所3階第一委員会室

委員： お時間になりましたので、始めさせていただきます。皆さまお疲れのところ申し訳ありませんが、もうひと頑張りしていただいてご議論いただきたいと思います。さっそく審議に入りたいと思います。前回の積み残しの分であります教育長の給料額についてという事で審議をしていきたいと思います。審議にあたりましては前回話に出た案をまとめてきてほしいという事で、事務局説明お願いできますか。

事務局： はい、上の表ですが、案としましていくつか記載しております。まずは、県内の月額平均、熊野市と合わせた場合、熊野市と鳥羽市の平均をとった場合、鳥羽市に合わせた場合、給料額下位5市の平均をとった場合、志摩市に合わせる場合、名張市に合わせる場合、伊賀市に合わせる場合と順番に記載しております。また、左に現在との差額を記載しております。

委員： ありがとうございます。何かこれについてご意見はございますか。

委員： 私の意見は下げるという事で、前回も下げるという事で一致していたのでは。

委員： どういう風に下げましょうかという事ですね。

委員： これまで下げずに来た何か経緯なんかはあるのでしょうか。触らずに来たということでしょうかね。なんか教育長だけ飛びぬけてます。津市や松阪市と並んで県内でも上位ですよ。

委員： ひょっとしたら、県職員の校長よりも高い額にしなければいけないとかでしょうか。

事務局： 残っている過去の議事録等の中に、そのような話はありませんでした。

事務局： 実際他市では低い所もありますので、そのようなことは無いかと。

委員： 質問なんですけど、賞与の掛け率は他市も一緒でしょうか。

事務局： 違います。資料の 6 ページに記載しております。去年の人事院勧告どおりであれば、4. 1 になっています。尾鷲市は去年議会でこの議案が否決されましたので、3. 95 となっております。

委員： この辺の支給率の 3. 95 については、3. 1 というところもあるんですね。給料額については、県内の平均をとるというのはいかがでしょうか、或いは下位 5 市の平均をとるか。

委員： 私は下位 5 市の平均がいいと思います。

委員： ここの意味合いは、一般的な方は、尾鷲市自体の市民の生活水準というところを基準にしたいと思います。したがって、県内の下位の 5 市の平均をとりましたよというのは、納得性が高いと思います。

委員： おそらく誰もそう思うと思います。

委員： 給料額は下げて、支給率等は触らないという事で。

委員： 私は、鳥羽市に合わせるか、熊野市に合わせるか、鳥羽市と熊野市の平均をとるか、この 3 つのうちのどれかがいいと思います。

委員： 尾鷲市は、県下でどちらかという人口や地域性の面で鳥羽市と比べることが多いと思います。だから鳥羽市に合わせていったらよいのではと思います。

委員： 私も鳥羽市に合わせていったらよいと思います。下位 5 市の平均となると、月額で 5 万以上一気に下がりますので、生活給的な意味合いから行けば、厳しいかなと思います。

委員： 私も鳥羽市に合わせる形が良いと思います。

委員： 私は熊野市に合わせたいと思います。それで賞与の支給率も熊野市に合わせていったらどうか。

委員： 熊野市は、尾鷲市よりも財源が豊かですね。それに、合併もして、いろんな面で尾鷲市に比べてうんと豊かだと思います。

委 員： この支給率っていうのは、尾鷲市は3.95で市長も副市長も統一されているのに、変えられるのですか。

事務局： できればここについては、市長、副市長、教育長は同列で考えていただきたいところです。過去からの経緯を申し上げますと、誰もが人事院が全国の事業所からとったデータなどを基に示している基準というものを覆すだけの根拠（尾鷲市の事業所の企業情報のデータなど）を持っていないですし、それを本格的に調査するのにかかる費用の方が影響額に対してかかってしまうというだけに、独自で決めていく際にも、なかなかそれだけの根拠をお示しすることは難しいです。人事委員会を持っているところだと、そこに従っていけばよい部分もあって、三重県なんかでは、独自で設置している人事委員会で事業所の状況を調査して、勧告しており、それを今回のような場でお示しすることができると思います。また、独自で設定しているところなんかは、何らかの事情があって、最終的には首長方針で決めていることだと思います。そういった意味で言うと、本人に対する成果や役務に対しての報酬という事では、支給率で報酬全体の上げ下げを考えるのではなく、基本給の部分で上げ下げを考えていくのが本来ではないかと思います。支給率に関しては、全国の社会情勢に合わせた、あくまでも基準の数値を国が出してくれていますので、ある程度それに準拠してきたという今までの経緯があります。尾鷲市が財政的に苦しいので、報酬を下げるという審議会でのお考えであれば、まずは基本給となる部分を下げ、当然それによって支給率を掛けた期末手当も下がります。そして基本給となる部分が下げられないところまで来たときに、支給率を見直していくという事が本来ではないかと思います。それでこの場の意見を受けて、市長がどういう形で最終的な判断をし、またどのような議会の判断になるかというのは、また別の視点であると思います。

委 員： そうすると、まずこの給料額を先に決めてという事と、支給率は触らない方がいいという事です。

事務局： 触らないと言っても今年も人事院勧告で支給率が増える勧告が出ています。ただ、議会で議決されなければ前回と同様のこととなってしまうし、まずこの場で意見を伺いたい。下げるのであれば、基本給の部分でまずは下げていくのが本来の考え方ではないかと。

委 員： そうですね。

事務局： 尾鷲市は財政が逼迫していて、経済状況も悪いから基本給の部分も下げて、これ以上基本給も下げられないから、もっとボーナスの部分も自粛しなさいという審議会の判断であれば、支給率も下げていくという考え方が本来的ではないかと思います。

委員： 仮に 5 市の平均と決めると、年収はどうなりますか。

事務局： そうすると、6 ページ見ていただきましたら、5 市の平均の 6 0 3 , 0 0 0 円というところを横に見ていただきたら、支給率と重なる部分が、年収という事になります。

委員： いいですね。決まりましたね。

事務局： この額が適当かどうかを皆さんに判断していただくこととなると思います。

委員： 6 0 3 , 0 0 0 円というのは、下位 5 市の平均という事ですね。そういうような理屈で言った方が、こちらも受け取る方も納得できるかな。

事務局： もう一つ検討していただきたいのが、本年も国家公務員一般職に対して人事院勧告が出ておりまして、3 月くらいまでには、尾鷲市においても現状 4 . 1 の支給率を 4 . 2 に引き上げる議案を上げていく事になると思います。その時に特別職をどうするかといったことは、この場で 3 . 9 5 据え置きでいいのではないかと判断頂くことも良いと思いますし、先ほど申し上げた通り、ここの水準は勧告に準拠して、基本給の部分で上げ下げを考えていくのかというのは、この場でご判断頂きたいと思います。

委員： 先ほどからの皆さんからのご意見を伺ってますと、賛成多数でいきますと、鳥羽市に合わせるという形が多かったですがいかがですか。

委員： ただ理由づけとしては、下位 5 市に合わせたという方がわかりやすいですけれども。

事務局： 鳥羽市に合わせても、県下で下から 4 番目、市長は下から 2 番目、副市長は下から 5 番目となり、バランス的にはとれてます。下位 5 市に合わせても県下では同じく下から 4 番目となります。

委員： これだけの手持資料と時間では、こういったところでしか判断がつかないと思いますよ。

委員： そういう事やと思います。これ以上いくら議論しても、計算根拠なんてある訳でもない。悪いけど四日市なんかより給料が高額だって事をもって、（それがおかしいってことは）誰も納得でしょう。

委員： 教育長自身も尾鷲市の現状を解っておられるでしょう。

委員： 人が変わってもね。

委員： 次からの教育長は、この額でもってなるという事を承知してなるということですからね。それじゃあ鳥羽市に合わせましょうか。賛成が一番多かったという事で。

委員： 尾鷲市の現状からみてもいいのではないのでしょうか。

委員： それでは確認させていただきますが、教育長の報酬につきましては、615,000円の月額という事でよろしいですか。

一同： はい。

委員： 従いまして、続く各職の賞与の支給率というのは、人事院勧告に準拠するという事でよろしいのでしょうか。ここを変えちゃうとまたもとの議論に戻っちゃうものですから。よろしいですね。

一同： はい。

委員： それでは次の退職手当の支給率にまいります。事務局説明をお願い致します。

事務局： こちらの数字は、標準となる数字というものがはっきりありませんので、各市の支給状況などを参考に尾鷲市の支給率を検討していただくという事になります。

委員： この年数と月数というのは、意味合いは何かありますか。

事務局： 任期は尾鷲市では4年ですけれども、例えば途中で辞任なんかした場合に、その端数がどうなるかという事になります。尾鷲市でし

たら、端数の月数は切り捨てられます。月数の自治体は、務めた月まできっちり支払われるという事になります。だから尾鷲市なんかは月数で支払う自治体に比べて同じ任期だったとしても払いが少ないという事になります。

委 員： 例えば任期が３年６カ月やったら、３年って事ですか。

事務局： そうです。

委 員： 退職手当にしても、教育長は飛びぬけて高いな。

委 員： 市長と副市長は、このままでいいかなと思う、私は。ただ教育長は高いと思う。

事務局： 先ほど基本給を下げましたので、自ずと手当は下がります。

委 員： ６，１５０，０００円か、それにしても少し高いな。

委 員： たった４年の手当ですよ。市民感覚からいうと、何もかもびっくりする数字ばかりや。市長さんは、任期毎に選挙もあるし、選挙に負ければ無職ですから、そのためにもある程度は必要やろうとは思いますが、教育長はね、そうではないから。

委 員： 思い切って２．０にしてはどうでしょうか。県下の市を見ると、２．０という市が多いから、そこに合わせる形でいかがでしょうか。そしたら市長、副市長は現状維持で、教育長は２．０に下げるという方向でよろしいでしょうか。

一 同： はい。

委 員： それでは続いて、その他委員の報酬について事務局説明願えますか。

事務局： 特別職というのは実は、市長、副市長以外にも居りまして、初日にお渡しした資料の最後のページに記載している数だけ居ります。この中で、現在は原則日額６，６００円で定めていますが、他市が日額となってきた中で、尾鷲市の中でまだ年額で定められている二つの職種について、この年額の額が妥当なのかどうか、特に意見を頂ければと思います。

事務局： まず、公平委員会というのは、人事委員会が無い自治体において、職員が不利益を被ったときに、訴え出るところなんです。服務審査会の処分や、分限の処分などで、不利益を被ったとか、不公平な処分を下されたといった時に、総務課を通して説得できなかった場合、第3者として3名の委員さんが居りまして、そこへ訴えることができ、それがこの公平委員会という事になります。しかし尾鷲市では、過去に一度も訴えられたことはございません。

委員： 委員会も開いたことないんですか。

事務局： 年に一回の定例的な回だけ、あとは、出張で研修に参加してもらったりしております。ポイントとしては、例えば難しい案件なんかが出たとしたら10日間かかれば、それだけで66,000円と今の額を超えてしまうという事もあると思います。他には文化財調査委員というのは、尾鷲市の文化財の調査をしてもらうという事で、年に4,5回ほど開催されるらしく、こちらに関しては、他市なども圧倒的に日額になってきておりますので、どうでしょうかという事になります。

委員： これは日額にするべきじゃないのですか。

事務局： 例えば、公平委員会は、定例会と出張が年3件あるという事で、その出張が総会の合同研修会みたいなものへ参加すると、遠い所ですと2泊3日とかかかってくる場合がございます。その場合、年間5日を超えると、現状の額よりも高い額となる事もございます。出張の場合は旅費は別途出ます。

委員： 当の本人にしてみれば、日額の方が、多くなろうが少なくなろうが、納得がいくと思うんですがね。ましてなんか有った時に動くんですから、その時は当然多くなると。

委員： その考えに賛成です。

委員： これは議員さんになるんですか。

事務局： いいえ、一般の方です。

委員： もう一回聞きますけど、何にもなくても年額払うんですね。

事務局： はい、そうです。

委 員： それはやめておきましょう。働いた分だけ、日額でいきましょう。

委 員： 私も県の委員をやっている時に、市民オンブズマンの団体から全国的に指摘を受けたようで、働いた日にその分だけという風に改革されました。だいぶ抵抗がありましたが、私はそれが妥当かなと思いましたよ。月に2，3回出る場合もありましたが、その出た日の分だけもらえればいいですよ。そんな風にいろいろ改革されてきているんですから、それでいいと思いますよ。

委 員： 私も、県の委員をしています。年間で一度も無い時は、0ですよ。

委 員： その日額の金額ですが、どうでしょうか。

事務局： 一般的に、特別な理由が無い場合は6，600円としておりますが。

委 員： それでいいのではないのでしょうか。これは安いのですか他市と比べて。

委 員： 安いですね。下から2番目です。依頼しにいった時に、日額6，600円というのと断られませんか。大丈夫ですかそこらへんは。

事務局： まあでも金額でという事ではありませんが、年々厳しくなっております。特に民生委員なんかはね。

委 員： 民生委員は本当に厳しいですよ。どれか一つだけと言われれば、民生委員だけは引き受けたくないと思いますね。ボランティアの地域貢献の精神でやっている部分もあります。

委 員： あれは、逆に給料もらったら大変ですよ。

委 員： そしたら横並びで6，600円でいきましょうか。

一 同： はい。

委 員： 農業委員会は年内回あるんですか。

事務局： 毎月一回は開かれます。転用なんかの申請が無くても。

委 員： それに農業委員会は、すごい権力を持っている。

委 員： 農業委員は、難しいですよ。単純に荒れているから放棄地としたら大変怒られたりしますよね。いろいろ調べてしなければいけないですね。

委 員： それでは、最後のその他にまいりましょうか。市長への答申という事で。

事務局： はい、計３回の審議をいただいたところなんですけれども、初日に市長から諮問という形で投げさせてもらいましたので、この審議会からの答申というものを出すという事になります。答申については、この３回で話された内容をまとめるといったことから、改めて集まっていただくというのも、皆さんの時間にも限りがございますから、会長と事務局の方で答申案を作らせていただきまして、皆さんに送らせていただいて、加筆、修正等あれば、意見をいただきまして、皆さんの了解を得たのち、会長から答申してもらおうという形とさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

一 同： いいです。

事務局： それでは、最後にもう一度確認をさせていただきます。まずは、市長の給料額について、９００，０００円で据え置き、副市長の給料額について、７１２，０００円で据え置き、議長の報酬額について、４２５，０００円で据え置き、副議長の報酬額について、３５３，０００円で据え置き、議員の報酬額について、３２１，０００円で据え置きとなりました。ここまでが、諮問に係る答申となります。続きまして、意見を求められた事項についての回答となります。教育長の給料額について、６１５，０００円に下げる、各職の賞与の支給率については人事院の示す勧告に準拠し、市長、副市長及び教育長は、ともに一般職に対する人事院の勧告の支給率に準拠、議長、副議長、議員は、指定職に対する人事院の勧告の支給率に準拠することとする。市長副市長教育長は、２８年度は４．２、議長、副議長、議員は、２８年度は３．１２５となります。次に退職手当の支給率については、市長は４．５、副市長は、２．８、教育長は、２．０ということになりました。最後にその他委員の報酬として、公平委員の委員さん日額６，６００円、文化財調査委員会の委員さん、日額６，６００円となりました。以上となりました

事務局： よろしいでしょうか。

一 同： はい。

事務局： あとですね、期末手当の支給率については、人事院勧告通りという事で判断頂いたのですけれども、去年、議会の方が、市長副市長教育長は上げないという判断がなされました。今回の人事院勧告はこうですというのは、議会にも市長にも示します。そこで今年も上げなくてよいという判断がなされれば、3.95のままという事に、ならざるを得ないという事になりますので、そこだけご了承ください。

委 員： それは致し方ないですよ、その通りだと思います。

事務局： では皆さま、本当にありがとうございました。

委 員： それでは、ただ今をもって、平成27年度尾鷲市特別職報酬等審議会の審議を終了いたしたいと思います。皆さま、お疲れ様でした。

事務局： ありがとうございました。